

2021年度 規制・制度改革に関する意見 概要

日本商工会議所
東京商工会議所

2021年10月21日

I. 基本的考え方

II. 規制の導入と見直しが連動する仕組みの再構築に向けて

1. 規制導入に当たっての見える化促進

- (1) 事前評価制度（規制遵守費用の算出）の徹底
- (2) 導入規制予定の事前公表

2. 規制影響評価の実施プロセスの改善

- (1) 事前評価の実施体制の改善
- (2) 「影響評価書」の活用拡大と

審議会等の役割・機能の向上

3. 事業規模への配慮、継続的に規制を見直す仕組みの導入

- (1) 事業規模が考慮されない画一的な規制等の見直し
- (2) 不要な規制が放置されない仕組みの導入

III. 規制・制度の見直しに関する個別意見

IV. 行政手続の見直しに関する意見

I. 基本的考え方（現状認識）

②

○コロナ禍により、経済活動、人々の意識、行動が大きく変化

- ・昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動のみならず、人々の意識、行動が大きく変化し、また、デジタル化の遅れ、少子高齢化、東京一極集中等の課題が改めて浮き彫りとなった
- ・コロナ禍を乗り越え、わが国の潜在成長率を引き上げ、自律的な経済成長を実現するためには、官民がともに時代や社会環境の変化に適切に対応していくことが必要であり、規制についても同様



○規制は「手段」

規制は「社会の秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、または国民に義務を課すもの」であり、目的を達成するための手段

○規制によって民間が負担するコストなど影響評価が不十分

規制導入に当たっては、それによる経済社会の影響が想定されているはず（べき）であるが、現状を見ると、費用と便益という形での定量化が必ずしも進んでおらず、その定量評価を基にしたチェック・審査も行われているとは言い難い



○規制の影響（費用、便益）を評価・判断し見直すことが不可欠

規制導入後の時代の変化に合わなくなった規制が放置されれば、ビジネス・事業の非効率や暮らしにマイナスの影響がもたらされかねない

I. 基本的考え方（意見のポイント）

- 規制を遵守するための費用（設備費用、行政手続の手間など）は、国民や事業者などが負担するコストであるとの認識に立ち戻り、**規制の影響の定量的評価による「見える化」を推進すべき**である。
- また、事後的には、そうした事前評価と時代の趨勢・変化を基に**規制を見直す仕組みを再構築することが重要**である。特に、デジタル化が急速に進展する中、変化し続ける環境や技術の発展、場合によっては政策目標も変化する状況を踏まえ、規制についても、**迅速に見直し、より良い形に更新していく「アジャイル」の手法を取り入れることも必要**である。
- こうした取り組みは、国だけでなく地方自治体においても行われるべきであり、改めて**「地方版規制改革会議」の設置促進**を図られたい。
- 行政のデジタル化については、9月に発足したデジタル庁を司令塔とし、**「デジタル化3原則」を徹底し、マイナンバーカードの普及・多面的な活用**も含め、**各省庁や地方自治体と連携して一層強力に推し進める**ことを期待する。

Ⅱ. 規制の導入と見直しが連動する仕組みの再構築に向けて (1) ④

1. 規制導入に当たっての見える化促進

(1) 事前評価制度（規制遵守費用の算出）の徹底

- ・一定の前提条件の下に「概算」の算出を行い、検討結果を記録し、事後の検証にも活用するという一連の「見える化」を進めるべき
- ・事前評価実施ガイドラインにおいても、遵守費用について「正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分」としている

(2) 導入規制予定の事前公表

- ・新たに導入予定の規制について、国民や事業者が事前に動向を簡単に把握することは難しい
- ・検討段階や審議過程にある規制案、もしくは、向こう2年間などに導入を検討する予定の規制を一覧化したものを定期的に公表することなどで、国民や事業者が活動への影響を予見できる仕組みづくりを検討されたい

Ⅱ. 規制の導入と見直しが連動する仕組みの再構築に向けて (2) ⑤

2. 規制影響評価の実施プロセスの改善

(1) 事前評価の実施体制の改善

- ・ 概算値での規制影響評価の算出の許容の徹底や、詳細な評価を不要とするファストトラックの活用など、評価作成業務に係る環境の整備・改善とそのための各省庁職員向け研修の充実化を求めたい

(2) 「影響評価書」の活用拡大と審議会等の役割・機能の向上

- ・ 審議会等に、評価書を含め複数の視点から政策・規制導入の是非について検討する役割を付与し、特に経済・社会的影響に関する費用対効果を衡量できる機能を強化すべき
- ・ より第三者性の高い研究者や影響を受ける側の事業者等からの意見聴取・反映の仕組みを設けることも必要
- ・ 規制改革推進会議等においても評価書の活用を図り、事前と事後を連動させた一貫性のある規制影響評価制度へと発展させるべき
- ・ 将来的には、既存の審議会等より一段上の評価・判断権限の下、強い規制監督機能を発揮し得る仕組みの構築を目指すべき

3. 事業規模への配慮、継続的に規制を見直す仕組みの導入

(1) 事業規模が考慮されない画一的な規制等の見直し

- ・ 事業規模が考慮されない画一的な規制は、中小企業の新たな挑戦、生産性向上の妨げとなっている
- ・ 米英等においては、中小企業の負担に配慮（負担軽減策、免除規程等）することを前提とした制度設計が行われている。これに倣い、**影響評価に中小企業配慮規程（項目）**を盛り込むべき

(2) 不要な規制が放置されない仕組みの導入

- ・ 事前評価だけでなく、事後評価において規制遵守費用を定量的に把握・分析し、見直す **P D C A サイクルを回すことが重要**
- ・ 時代や環境の変化にそぐわなくなった規制の放置を防ぐとともに、事業者が負担する **規制遵守費用の総量を増やさない効果を持つ制度「One-in/Two-out」等の導入を検討**すべき

Ⅲ. 規制・制度の見直しに関する個別意見（1）

- ・「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に寄せられる**国民・事業者の声に迅速な対応**、引き続き**規制改革推進会議の取り組みに強く期待する**
- ・自治体による規制への要望も多く、**「地方版規制改革会議」の設置を促進**すべき
- ・地域限定で規制緩和を行う特区制度や新技術等の社会実装を促進するためのサンドボックス制度に加え、期間限定の特例措置の手法も積極的に進めるべき

1.民間の創意工夫を活かした地方創生の推進

- ①公共性の高い設備の道路占用期間の緩和
- ②再開発組合の総会の簡素化
- ③老朽マンション建替え決議の要件の緩和
- ④スーパーシティ構想実現の強力な推進

2.中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援

- ①建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和
- ②建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し
- ③介護サービスにおける人員配置基準の緩和
- ④運送業におけるIT点呼制度の要件緩和
- ⑤企業による農地の直接所有の要件緩和

- ⑥飲食店が加工食品を製造販売する際の要件緩和の徹底
- ⑦公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速
- ⑧法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

3.多様な人材の活躍推進

- ①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
- ②労働者派遣制度に係る規制の見直し
- ③障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善
- ④年次有給休暇の取得義務の緩和

例①：建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和

建設業の技術者の配置に関しては、工事現場や営業所などに常勤・常駐することが求められているが、スマートフォンの普及、テレワークの導入など就労環境の変化に伴い規制を緩和すべき

監理技術者の配置要件

工事請負代金が4,000万円以上の場合は、施工の技術上の管理者として監理技術者を原則として専任配置しなければならない

営業所専任技術者の配置要件

建設業許可を受ける事業者は営業所に一定の資格等を有する営業所専任技術者の営業所への常勤が義務付けられ、原則として現場配置は認めない

経営管理業務責任者の常勤要件の緩和

建設業許可を受ける事業者は経営業務の管理を適切に行うためとして経営管理業務責任者の常駐が求められている

Ⅲ. 規制・制度の見直しに関する個別意見（3）

例②：運送業におけるIT点呼制度の要件緩和

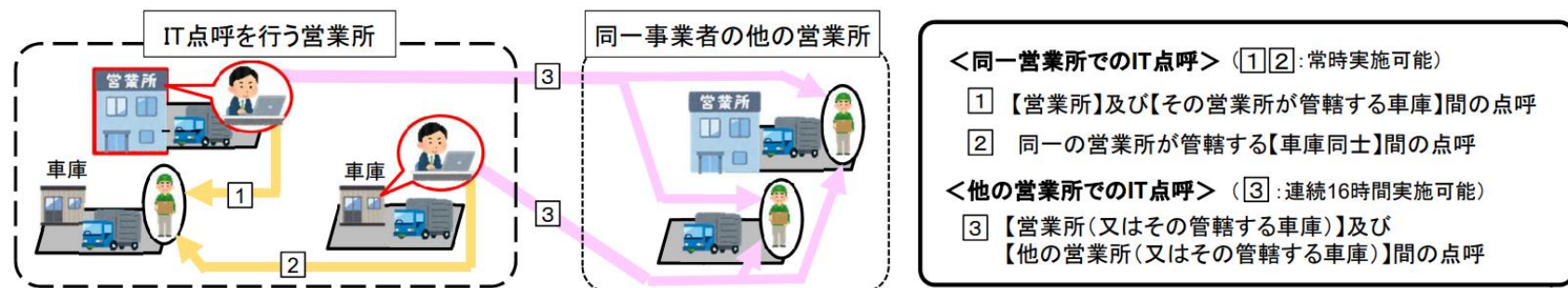
運送業の営業許可を取得していない本社等においても運行管理者を配置することで、他営業所の点呼業務を処理できるよう要件を緩和すべき

安全輸送の責任者である運行管理者は、運転者の体調や酒気帯び、業務内容等を確認するため、早朝や夜間帯なども対面点呼（乗務前・後等）を行っているが、安全性優良事業所（Gマーク）等では、離れた複数の事業所を「IT点呼」することも認められた

しかし、一部の事業所に負担が偏るなどの問題が発生しているため、**車庫を持たない（＝事業所として許可を取得できない）本社等であっても、運行管理者を配置することで「IT点呼」することを認めるべき**

 : 営業所、
  : 車庫、
  : 運行管理者、
  : 運転者

【貨物自動車運送事業(トラック)】 (→ : 実施可能、→ : Gマーク取得済の営業所間で実施可)



Ⅲ. 規制・制度の見直しに関する個別意見（４）

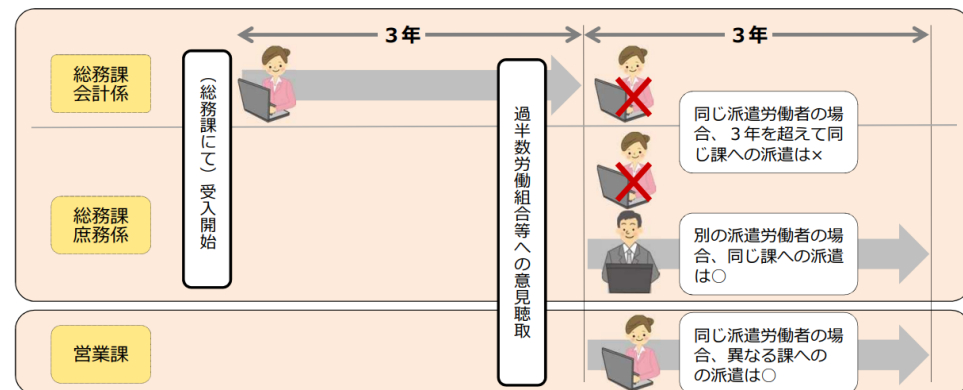
例③：労働者派遣制度に係る規制の見直し

派遣労働者個人単位の派遣期間制度の見直し

労働者派遣法には派遣労働者個人単位の期間制限が設けられており、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）において受け入れることができる期間は、3年が限度となっている

しかし、厚生労働省が実施した改正派遣法の施行状況調査の結果によると、**派遣元、派遣労働者の双方ともに派遣期間制限の廃止・緩和のニーズは高く**、期間制限によるキャリアアップ効果に関しても、マイナスの影響が懸念されている

さらに、同一労働同一賃金の施行による均等待遇の確保、待遇改善により、自ら派遣としての働き方を希望する労働者は増加することから、派遣労働者個人単位の派遣期間制限は緩和・撤廃すべき



IV. 行政手続の見直しに関する意見

・デジタル庁を中心に、デジタル化3原則（「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」）を徹底し、スピード感をもって国・地方行政のデジタル化を力強く進めるべき

1. デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目

- ① 政府電子調達・電子契約の推進
- ② e-Govの改善
- ③ マイナンバーカードの機能拡充
- ④ 警備業に関する各種申請・届出書類のデジタル化
- ⑤ 巡回健診に係る手続のデジタル化
- ⑥ 「中小企業倒産防止共済」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減・オンライン化

2. 省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目

- ① 公共入札の申請手続の簡素化
- ② 道路占用手続プラットフォーム構築
- ③ 電子決済等代行業者の登録制度における提出内容の簡素化

④ 高圧ガス販売及び保安の実績報告提出の簡素化

⑤ 障害者雇用状況報告書の簡素化

⑥ 指定給水装置工事事業者の申請内容の簡素化

3. 事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目

① 労働保険・社会保険の添付書類の改善

② 労働者災害補償保険手続の改善

③ 産業廃棄物のマニフェスト書式の統一化




④ 再生可能エネルギー発電事業に係る各種申請の迅速な処理

⑤ 障害者雇用申告書の簡素化

⑥ 介護及び障害福祉サービス事業者の新規指定申請の簡便化

参考資料

規制影響評価についての
米英等と日本の取り組みの現状

アメリカ 	導入	1978年大統領令により、経済的に重要な規制について経済影響文書の提出を義務付け
	評価対象	重要規制（経済に対し年間100万ドル以上の影響がある等）
	第三者評価	情報及び規制問題室（差戻し機能あり）
イギリス 	導入	1985年から提案される新規規制の事業者への影響を定量化するため、遵守費用評価の利用を推進
	評価対象	比例性分析（事業者への等価年間純直接費用500万ポンド以上なら「完全な影響評価」、それ以下なら内容の重要さに比例）
	第三者評価	規制政策委員会（差戻し機能あり）
オーストラリア 	導入	1986年規制影響報告を開始、2006年に算出ソフトウェア（事業費用計算機と遵守費用計算ツール）を導入
	評価対象	比例性分析（社会影響の大きさ等で決定（簡易、標準、詳細型））
	第三者評価	首相府規制ベストプラクティス室（結果公開で抑止力）

- 1980年前後から規制改革の取組の一環として規制影響分析が制度化
- 経済社会への影響度が大きいほど評価を詳細に行う（= 比例原則）
- 第三者評価あり（多くは差戻し機能もあり）

2001年

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」「施行令」公布
 - ・ 行政機関は、所掌する政策の効果を把握・自己評価し、政策に適切に反映させなければならない
 - ・ また、「国民生活もしくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす」か、実現・効果が出るまでに「多額の費用を要する」ことが見込まれる政策（法律・政令）については、「（効果の把握や評価の）手法が開発されていること」を前提に、「事前評価を行わなければならない」

2007年

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」一部改正施行
- 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」施行 （政策評価各府省連絡会議了承）
 - ・ ガイドラインによって評価手法が示され、上記法律で定められた、事前評価が法令上義務付けられる

2017年

- 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」一部改正施行
 - ・ 政策検討過程と評価の過程の一体化（事後評価、審議会・研究会等の審議過程での活用）を努力義務として追加）

参考：日本における規制影響評価の取り組み

